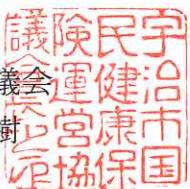




令和4年1月28日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市国民健康保険運営協議会
会長 小山 茂樹



令和4年度 宇治市国民健康保険事業運営について

<答申>

令和4年1月6日に諮問のあった上記の件について、別紙のとおり答申する。



答 申

平成30年度の国民健康保険制度改革施行から4年が経過し、新制度が定着してきたが、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による急激な加入者の減少という、かつて経験したことが無い変化に直面しながらも、国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える公的医療保険制度として、安定的な財政運営や効率的な事業運営を継続することが必要である。

加えて、令和元年度末から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療体制や健康への関心がこれまでになく高まっている。

こうした状況を踏まえ、本協議会は令和4年度宇治市国民健康保険事業の運営についての諮問に対し、要望事項を付して次のように答申する。

なお、要望事項については、実現に向けて最大限努力されるとともに、施策の実施にあたっては関係部署との連携を密接にし、被保険者はもとより市民全体の理解と協力を得るよう求めるものである。

令和4年度宇治市国民健康保険事業運営について

(1) 制度改革以降、市の保険料率は、京都府が示す標準保険料率に基づき設定することを基本としてきた。

令和4年度の事業運営における国民健康保険料については、国保財政を安定化し、持続可能な医療制度を実現するという制度改革の趣旨を踏まえ、令和3年度に続き、以下のとおり京都府が示した標準保険料率に基づいて設定することが妥当であると考える。

また、賦課限度額については、国政令基準における変更に基づき設定することが妥当であると考える。

国民健康保険制度における、医療の高度化や被保険者数の減少と高齢化などの構造的要因による一人当たり医療費の増加傾向への対策として、被保険者の健康を保持、増進する取り組みである保健事業の推進により、保険給付費の適正化、ひいては保険料負担の軽減につなげていくことの重要さを再確認した。については、市は、保健事業の推進・充実により一層積極的に取り組まれたい。

なお、令和4年度に見込まれる約1.9億円の歳入不足については、国民健康保険事業財政調整基金の活用に加え、一般会計からの繰入による財政支援を強く求めるものである。

今後、医療や公的医療保険制度を取り巻く環境は、大きく変化していくことが予想されるが、市は、引き続き医療費の伸び、被保険者数の変動及び今後の国・京都府の動向等について慎重に見定め、安定した財政運営に努められたい。

令和4年度宇治市国民健康保険料

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率	7.75% (現行7.29%)	2.78% (現行2.89%)	2.97% (現行2.87%)
均等割額	27,900円 (現行25,500円)	9,600円 (現行9,700円)	12,200円 (現行11,800円)
平等割額	18,000円 (現行17,100円)	6,200円 (現行6,500円)	6,000円 (現行5,900円)
賦課限度額	65万円 (現行63万円)	20万円 (現行19万円)	17万円 (据置)

(参考) 一人当たり保険料の比較

被保険者の年齢	現行	標準保険料率	標準ー現行	改定率
40歳以上65歳未満 (医療+後期+介護)	109,696円	114,110円	4,414円	4.02%
40歳未満及び 65歳以上75歳未満 (医療+後期)	83,050円	86,593円	3,543円	4.27%

(2) 国民健康保険事業財政調整基金は、これまでから厳しい運営の中においても、保険給付費を基準として積み立てを行い、その保有規模について、保険料を基準にするものとしたところである。今後も、基金の設置目的である健全な財政の維持及び保健事業の振興に資するために活用されたい。

(3) 被保険者の健康保持・増進に資する保健事業に積極的に取り組む保険者を、財政的に支援する仕組みである保険者努力支援制度を積極的に活用し、歳入の確保に一層努められたい。

以上

要 望 事 項

1. 保険料収納率向上及び保険給付の適正化について

保険料収入の確保は、国民健康保険財政の安定化、被保険者間の公平性の観点からも重要である。保険料の納期内納付が見込まれる口座振替の利用を推進するとともに、より納付しやすい環境を整備することで収納率の向上に努められたい。

なお、未納保険料については、京都地方税機構と市が連携し、引き続き公平公正な徴収業務と歳入確保に努められるとともに、新型コロナウィルス感染症の影響等により、保険料の支払いが困難な被保険者に対しては、保険料減免制度等の案内を行うなど丁寧な対応に努められたい。

また、保険給付は保険制度の基本であることから、その給付内容について専門的な視点を持って十分に点検し、適正かつ確実に実施されたい。

2. 保健事業の充実について

特定健康診査は、被保険者がいつまでも健やかな生活を続けるため、自身の健康状態を把握する基本となるものであり、「かかりつけ医」を持つ機会にもつながるものである。

については、被保険者に対し、特定健康診査受診の必要性について周知を図りながら、人間ドック補助、がん検診等の事業とあわせて、より効果的な工夫や手法を検討し、さらなる受診率の向上を図るとともに、生活習慣病発症リスクのある被保険者の生活習慣改善のため、特定保健指導の実施率向上に取り組まれたい。

また、糖尿病の重症化、多重受診、重複服薬への対応についても、医師会、歯科医師会、薬剤師会等をはじめとした関係機関や関係部署との協力・連携のもと、先進事例の研究とあわせ、多様な取り組みを通じた適切な健康づくりを展開されたい。

3. 被保険者への普及啓発について

国民健康保険事業は、被保険者資格の適正管理をはじめ、事業における財政状況や医療費の動向の把握、保険料の賦課・徴収、保健事業、被保険者自らの健康管理と適正な医療受診への啓発など多岐にわたっており、その意義や取り組みについて、被保険者はもとより広く市民に理解と協力を求める必要がある。

「市政だより」や「ホームページ」のみならず、あらゆる周知・啓発手段を用いてより多くの方にわかりやすい広報活動を実施されたい。

4. 健全な財政運営について

今後も多額の保険給付が見込まれ、市の国民健康保険事業がより一層厳しい状況に直面することが予想されることから、国や京都府に対してさらなる国民健康保険財政基盤の強化を要望されたい。また、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年4月から適用される子どもにかかる均等割保険料の軽減措置について、対象年齢や軽減割合の拡大、必要となる財政支援を強く要望されたい。

また、令和6年度以降に都道府県が策定する国民健康保険運営方針に、保険料水準の平準化について記載することが法的に義務付けられることになったが、平成30年度の制度改革の目標の一つである府内統一保険料の実現に向けては、市町村の意見を十分聴取のうえ対応されるよう、京都府に対し要望されたい。

